

委託発注表 (随意契約・単価契約)

No.	業種	委託名	委託場所	委託概要	履行期間	資格要件
1	廃棄物処理	産業廃棄物及び一般廃棄物（木くず）処理業務委託（中央区）	新宿小学校（中央区新宿2-15-1）他全28校	学校から排出される産業廃棄物（棚・机等）及び一般廃棄物（木製家具等）の収集運搬処理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿「大分類：廃棄物処理、中分類：産業廃棄物処理（収集・運搬）及び産業廃棄物処理（中間処理・処分）」に登録されており、千葉市内に本店を有するものであること。 2 産業廃棄物の収集について、以下に示す許可を取得していること（許可証の写しを提出すること）。なお、取扱産業廃棄物の種類は「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「混合物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）」とする。 (1) 千葉市における産業廃棄物収集運搬業許可 (2) 千葉市における産業廃棄物処分業許可（中間処理） 3 上記「2」で示した種類の産業廃棄物を千葉市の認める方法（破碎・圧縮等）により中間処理する施設を千葉市内に有する者であること。 4 一般廃棄物の収集について、千葉市における一般廃棄物収集運搬業許可を取得していること（許可証の写しを提出すること）。 5 令和2年度から令和6年度の間に、元請としての産業廃棄物収集処理業務及び一般廃棄物収集運搬処理業務履行実績があること（実績となる契約書等の写しを添付すること。）。
2	廃棄物処理	産業廃棄物及び一般廃棄物（木くず）処理業務委託（花見川区）	検見川小学校（花見川区検見川町3-322-23）他全33校	学校から排出される産業廃棄物（棚・机等）及び一般廃棄物（木製家具等）の収集運搬処理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	
3	廃棄物処理	産業廃棄物及び一般廃棄物（木くず）処理業務委託（稲毛区）	都賀小学校（稲毛区作草部町938）他全25校	学校から排出される産業廃棄物（棚・机等）及び一般廃棄物（木製家具等）の収集運搬処理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	
4	廃棄物処理	産業廃棄物及び一般廃棄物（木くず）処理業務委託（若葉区）	千城小学校（若葉区大宮町2655）他全30校	学校から排出される産業廃棄物（棚・机等）及び一般廃棄物（木製家具等）の収集運搬処理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	
5	廃棄物処理	産業廃棄物及び一般廃棄物（木くず）処理業務委託（緑区）	椎名小学校（緑区茂呂町582）他全24校	学校から排出される産業廃棄物（棚・机等）及び一般廃棄物（木製家具等）の収集運搬処理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	
6	廃棄物処理	産業廃棄物及び一般廃棄物（木くず）処理業務委託（美浜区）	稲毛第二小学校（美浜区稲毛海岸5-7-1）他全34校	学校から排出される産業廃棄物（棚・机等）及び一般廃棄物（木製家具等）の収集運搬処理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	

1 申込期間 令和8年2月19日（木）から令和8年2月26日（木）午前9時から午後5時（土曜・日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）

2 申込方法 持参もしくは郵送（電子メール、ファクシミリは不可）等とすること。

なお、郵送による場合は、期間最終日の消印までは有効とするが、郵送で申し込む旨を電話で連絡すること。（連絡先 千葉市教育委員会教育総務部学校施設課 調達班 043-245-5913）

3 申込場所 千葉市教育委員会教育総務部学校施設課（千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所10階）

4 申込用紙 ホームページに掲載の申込書を使用してください。

5 その他 本案件は複数単価の見積合わせです。

申請時ににおいて指名停止を受けている業者は、参加することができません。

審査のうえ、資格要件等に適合しなければ指名されないこともあります。また、指名後に資格要件等に適合しなくなった場合には、指名を取り消すことがあります。

本件に係る予算案が議会の議決を得られないときは契約手続を中止します